

生徒心得について

1. 高校生としての心がけ

- 正しい生活習慣を身につけよう！
- 自主自律の力を伸ばそう！
- 仲間を大切に思いやる心を育てよう！
- 自分の健康と安全は自分で守ろう！
- 責任を全うしよう！

2. 学校規定

① 服装等

本校生徒は、校内および登下校に際しては、以下の服装に関する規定を守らなければならない。ただし、休日、長期休業中に部活動のために登校する場合は、クラブで統一された服装を着用してもよい。

1. 原則

服装と身だしなみは、勉学にいそしむ高校生にふさわしい品位のあるもので、清潔でさわやか、健康的で端正な印象のものが望ましい。

2. 制服

本校生徒は、必ず以下に示す制服のいずれかを着用し、所定の校章をつけなければならない。

Aタイプ：サージ地黒色無地の標準学生服（後掲図による）。

上着の下は白色無地のカッターシャツを着用する。

Bタイプ：本校所定の制服（後掲図による）。

ベストまたはブレザーの下は白色無地のカッターシャツを着用する。

学校が指定する式典等の行事には必ず学生服またはブレザーを着用する。（夏季を除く）

紛失や汚れなどを防ぐために、教室に学生服、ブレザーを置いたままにしない。

3. 夏季服装（略服）

夏季には、白色無地のカッターシャツまたは学校所定の半袖開襟シャツを着用する。本校指定のベストまたはセーターを着用してもよい。

4. 冬季服装

冬季には、1. の原則に反しない防寒衣類を着用してもよい。校内及び登下校時において、体温調節のために学生服、ブレザーを脱いでもよい。その場合の服装は本校指定のベスト、セーターまたは白色無地のカッターシャツとする。

防寒外被：コート、ジャンパー類、マフラー、手袋

防寒内被：本校指定のベストまたはセーター

防寒外被は、特別に許可した場合を除き、原則として室内での着用を認めない。

5. セーター

制服に準じる服装として、年間を通して本校指定のセーターの着用を認める。

空調や気温に応じて校内及び登下校時の学生服、ブレザーの下または、カッターの上への着用とする。

6. 衣替え

社会的慣例により基準日を6月1日と10月1日とする。ただし、気候条件を考慮し、完全移行日は設定しない。

7. 異装許可

何らかの事情により服装に関する規定を守れない場合は、予め異装許可願を生徒指導部に提出して、許可を受けなければならない。

8. その他細部については別に細則を定める。

「服装規定」に関する細則

- (1) 1. 原則にそって、華美や奇抜な服装、身だしなみは認めない。

(2) カッターシャツ

白色無地。ボタンダウン、綿カッターシャツ可。(ブラウス 柄もの 不可)

(3) 靴下 (ソックス、ハイソックス等)

白、黒、茶系、深緑系、濃紺系、灰色系で単色のものが望ましい。

(4) ストッキング、タイツ

肌色、茶色、黒色系で単色のもの可。(柄もの 不可)

(5) 靴

ヒールのあるものやエナメル靴、サンダル 不可。

(6) 装身具

指輪、ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレット、派手なヘアアクセサリ等 不可。

(7) 防寒衣類

防寒外被：カーディガン、トレーナー、スウェット生地 of 衣類等、防風・防寒機能の観点からふさわしくないものや、登下校時に着用するのにふさわしくないものの着用 不可。

著しく華美なもの of 着用 不可。

防寒内被：本校指定 of ベストまたはセーター (えんじ色 of マーク入り) を着用する。指定外衣類不可。

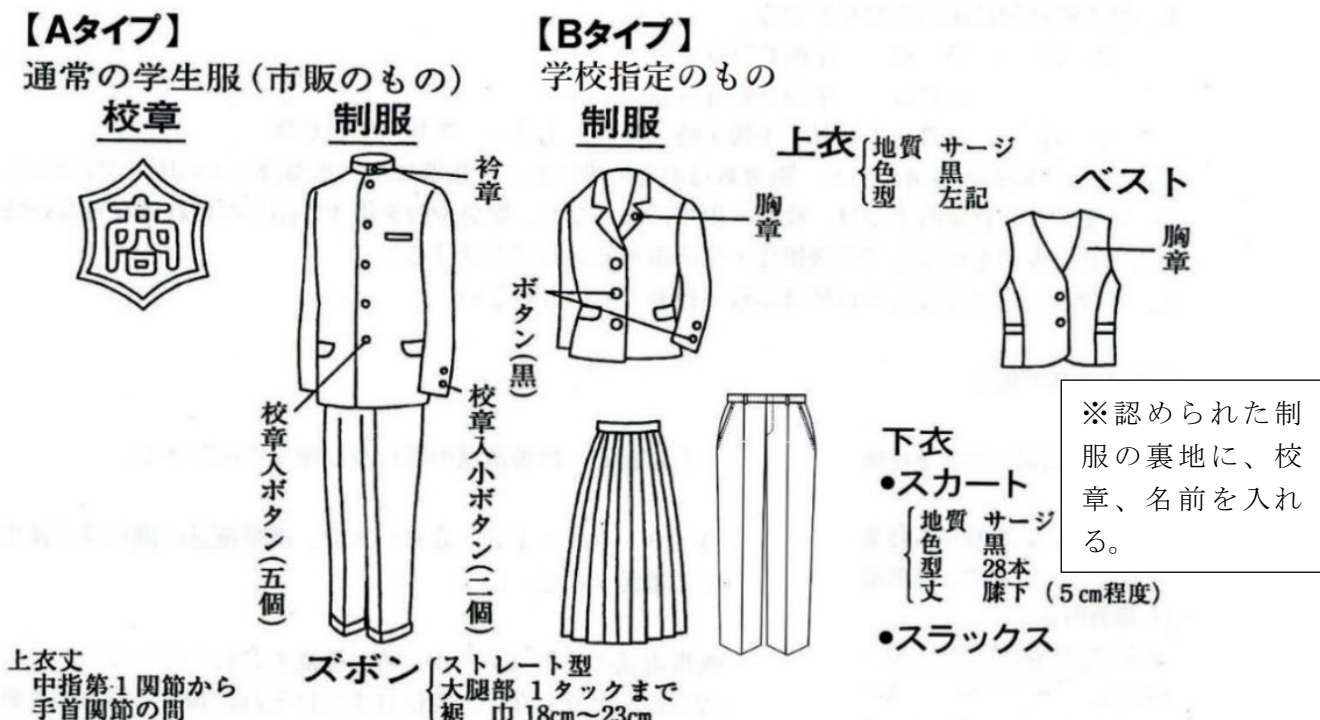
(8) 頭髪

染色、脱色、パーマ (ストレート含む)、付け毛等 不可。

尚、入学時に地毛登録を申請する。

(9) 化粧等

化粧、カラーリップ、マニキュア、アイプチ、カラーコンタクト、各種エクステンション等 不可。



〈Aタイプ〉

| | | | |
|---------|---------|------|------|
| 半袖開襟シャツ | 1,850 円 | ボタン大 | 50 円 |
| セーター | 2,750 円 | ボタン小 | 45 円 |
| 襟章 | 225 円 | 裏ボタン | 10 円 |

※3年生は「新入生のしおり」記載の価格となります。

〈Bタイプ〉

| | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| ブレザー | 9,250 円 | 夏スカート | 5,800 円 |
| スカート | 6,700 円 | 夏スラックス | 4,800 円 |
| スラックス | 5,030 円 | 胸章 | 225 円 |
| ベスト | 3,510 円 | ボタン大 | 105 円 |
| セーター | 3,080 円 | ボタン小 | 85 円 |
| 半袖開襟シャツ | 1,850 円 | | |

※ただし、入学後に諸事情により価格が変更になる場合があります。

②通学

1. 交通道徳を守り、特にバス、電車の利用者は、不正行為、無作法な行為、危険な行動をしてはならない。
2. 通学には原動機付自転車、自動二輪、普通自動車を使用してはならない。
3. 自転車には、所定の登録番号票を付け、所定の自転車置場に整頓し、施錠する。
4. 自転車の二人乗り、並進走行、傘さし運転、スマホや携帯電話の使用運転、イヤホンやヘッドホンの使用運転等はしないこと。
5. 本校在学中は、原付自転車・自動二輪車・四輪自動車の運転免許をとってはいけない。
「(免許を) 取らない・(バイクなどに) 乗らない・(バイク等を) 買わない・(親は子どもの要求に) 負けない」の滋賀県高P連の「3+1ない運動」を支持し協力する。
上記主旨の誓約書を提出してもらおう。
但し、3年生の11月以降は、学校の定めるところにより自動車教習所に入所し、免許をとることができる。
6. 自転車通学禁止区域(平日の8:00~9:00)が設定されています。遵守すること。

③校内生活

1. 登下校時刻は次のとおりとする。
登校 : 予鈴 午前8時55分
SHR 午前9時00分
下校 : 4月~10月 午後7時 11月~3月 午後6時
ただし、特別の事情があり、指導教員がその場にあつて指導に当たる場合はこの限りではない。
2. 始業時から終業時まで、校外へ出てはならない。緊急やむを得ず外出しなければならない時は、外出許可証に理由を明記して学級担任・生徒指導部の許可を受ける。
3. 学校生活に必要なもの以外は学校へ持参してはならない。

④携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等通信機能のある機器(以下、携帯電話という)の規定

1. 基本方針
「携帯電話は通常の学習活動に不必要な物」と定義し、携帯電話の携行及び使用を制限する。
2. 指導内容
校則 「学校の始業時から終業時(9:00~15:30)まで、携帯電話の携行及び使用を禁止する。」(必ず、携帯電話の電源を切る。)
3. 具体的な指導内容
(1) 学校の始業時から終業時まで、携帯電話の使用(メール、時計機能も含む)はしない。
(2) 携帯電話を身に付けたり、席に持ち込んだりしない。着信音またはそれに類する機能が作動しないように電源を切り、かばんにしまっておく。
(3) 授業中に携帯電話を使用・操作(通話、メール、写真、時計機能も含む)した場合は、これは怠学行為となる。
(4) かばんの中にしまっておいたにもかかわらず、着信音またはそれに類する機能が作動した場合は、持ち主の管理責任が問われ、授業妨害行為となる。
(5) 定期考査などに際して携帯電話を所持していたり、席に持ち込んだりした場合は、受験中の不正行為となる。この場合、着信音またはそれに類する機能が作動していなくても同様である。又、かばん内において作動した場合には、考査妨害行為になる。

⑤校外生活

1. 校外生活は、生徒らしい服装および行動をとるように心掛ける。
2. 不健全な娯楽場、遊技場、飲食店および生徒として好ましくない場所へ立ち入ってはならない。

3. アルバイトは原則として禁止する。

ただし、夏・冬・春の休業期間中においては、その2分の1以内の日数に限り生徒指導部の許可を受けてすることができる。また、家計など特別の事由のあるときは、保護者の願い出により許可されることがある。

4. 本校生徒が校外において事件や事故に遭遇しているのを見聞きしたときは直ちに学校へ連絡する。

⑥懲戒

学則に定めるもののほか、下記の行為があれば、家庭謹慎等相当の処置をとる。

1. 故意または悪質な授業妨害、および学校器具、設備の汚損、破壊。
2. 考査時の不正行為、およびそれを強要ほう助する行為。
3. 暴力または脅迫行為、それらをほう助する行為。
4. 窃盗（万引を含む）またはそれを教唆、ほう助する行為。
5. 飲酒、喫煙、およびそれを準備、教唆、誘惑、ほう助またはそれらに準ずる行為。
6. 通信機器を介した違法・迷惑行為。
7. 悪質な交通違反または交通事故を起こした場合。
8. 学校規定に違反する行為。
バイク・自動車等の無断免許取得・運転、無断アルバイト、携帯電話による授業妨害など。
9. その他生徒としてふさわしくない行為

3. 自転車通学の登録について

- 登録受付期間 4月中
- 登録費用 100円（ステッカー代）
- 登録方法

1. 自転車通学許可願に必要事項を記入し、提出すること。（担任→生徒指導部）
2. 代金と引換にステッカーを受け取り、自転車後輪の泥よけカバーの見やすい所に貼ること。

- 自転車は、指定の自転車置き場に置くこと。
- 自転車は必ず施錠すること。
- 自転車を乗り換える等、新たにステッカーが必要になった場合は生徒指導部で購入すること。
- ステッカーのない自転車は校内への乗り入れを禁止する。
- 自転車通学をする生徒は必ずレインウェアを準備しておくこと。
- 交通徳を守るとともに、事故防止に注意すること。

特に以下の行為は禁止する。

1. スマートフォンや携帯電話を使用しながらの運転や歩行
2. イヤホンやヘッドホンで音楽等を聴きながらの運転
3. 傘さし運転
4. 並進運転
5. 二人乗り運転

●ステッカー（見本）



以上のことをしっかりと守ること。守れない場合は、自転車通学を禁止する。